



# 中学校教諭専修免許状

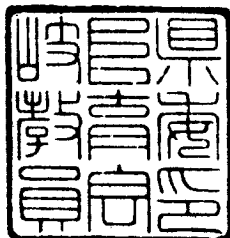
本籍地 岐阜県

上の者に教育職員免許法第5条の定めるところにより下記の教科について中学校教諭専修免許状を授与する。

記  
社 会

平成15年 3月31日

## 岐阜県教育委員会



平14中専第1001号

### 授与条件

出身学校又は教育機関	岐阜大学大学院 教育学研究科 学校教育専攻（学校心理学）	
卒業又は修了年月日	平成15年 3月25日	
基礎資格	修士の学位を有する	
単位修得科目	単位数	修得した学校又は教育機関
教科又は教職に関する科目	24単位以上	岐阜大学大学院
余 白	余 白	
余 白	余 白	
備 考		
教育職員免許法第5条第1項・別表第1・昭和63年改正法附則 第6項・平成10年改正法附則第6項		
12単位以上修得した分野：教育臨床		